

|           |
|-----------|
| 記者発表資料    |
| 令和4年2月24日 |

|     |                                 |
|-----|---------------------------------|
| 担 当 | 大垣市生活環境部クリーンセンター<br>所長：三宅、主幹：箕浦 |
| 連絡先 | 0584-89-4124                    |

## 有料指定ごみ袋制度推進事業について

### 1 趣 旨

本市では、平成6年7月から可燃ごみ処理券制度を導入し、もえるごみや、もえないごみ、大型ごみ、有害ごみ、資源ごみの5つに分別して、収集、運搬、処理等を行っています。

また、令和3年3月には、大垣市一般廃棄物処理基本計画を改定し、引き続き、ごみの排出抑制の向上や資源化の推進に努めています。

本市のごみの排出量については、平成18年3月の1市2町の合併後に増加しましたが、平成24年4月に大垣市リサイクルセンターが稼働し、プラスチック製容器包装の分別収集が実現したことなどにより、ごみの減量化や資源化が進んでいます。

しかしながら、近年は、人口が減少傾向にある中、ごみの排出量は増加傾向にあるなど、ごみ減量化を推進するにあたって、難しい状況になってきています。

こうした中、令和3年9月に、大垣市行政改革推進審議会から、「可燃ごみ処理券制度を廃止し、市の指定によるごみ袋方式を導入すること。また、ごみ処理手数料の有料化については、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、本市においても検討すべきである」との提言を受けました。

この提言を受け、早急に、制度の見直しを進める必要があると考え、大垣市家庭系ごみ有料化計画の素案を作成し、令和3年11月には、大垣市廃棄物減量等推進審議会での審議、12月には、市議会総務環境委員会への報告、本年1月には、パブリック・コメントを実施するなど、広く市民の皆さんのご意見を集約しているところです。

ついては、新年度から、可燃ごみ処理券制度を廃止して、有料指定ごみ袋制度を導入し、引き続き、ごみの減量化に取り組んでいきます。

### 2 事業概要

#### (1) 対象とするごみの種類

- ① もえるごみ
- ② もえないごみ

**(2) 指定ごみ袋の規格及び金額**

- |          |            |    |     |
|----------|------------|----|-----|
| ① もえるごみ  | (大：45リットル) | 1袋 | 50円 |
|          | (小：25リットル) | 1袋 | 30円 |
| ② もえないごみ | (大：45リットル) | 1袋 | 50円 |

**(3) 導入開始**

令和5年1月

**(4) その他**

- ① 指定のごみ袋は、環境負荷に配慮した素材の使用を検討します。
- ② 自治会や清掃活動団体等のボランティア、乳幼児や障がい者がいる世帯等に対しては、一定枚数のごみ袋を無料配布するなどの支援を継続できるよう、現行の制度を踏まえて検討します。

**3 予算額**     176,000千円